

議第93号

高山市積立基金条例の一部を改正する等の条例について

高山市積立基金条例の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

既存の基金を整理統合するとともに、市民文化会館の建設に備え、高山市民文化会館整備基金を設置するため改正しようとする。

高山市積立基金条例の一部を改正する等の条例

(高山市積立基金条例の一部改正)

第1条 高山市積立基金条例（昭和39年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																						
(設置)	(設置)																																						
第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。	第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>21世紀「夢」基金</u></td> <td><u>21世紀まちづくり、ひとづくりのための資金に充当するため</u></td> </tr> <tr> <td><u>高山市まちづくり基金</u></td> <td>まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛騨高山ふるさと基金の項～高山市商工振興基金の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市観光振興基金</td> <td>観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td><u>高山市交通安全施設整備基金</u></td> <td><u>交通安全施設整備を図る資金に充当するため</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市教育振興基金の項 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>高山市民文化会館土地取得基金</u></td> <td><u>高山市民文化会館の土地取得の資金に充当するため</u></td> </tr> <tr> <td>高山市スポーツ振興基金</td> <td>社会体育振興を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td><u>高山市消防設備基金</u></td> <td><u>消防設備の整備を図る資金に充当するため</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市災害基金の項・高山市ごみ処理施設整備基金の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	<u>21世紀「夢」基金</u>	<u>21世紀まちづくり、ひとづくりのための資金に充当するため</u>	<u>高山市まちづくり基金</u>	まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため	飛騨高山ふるさと基金の項～高山市商工振興基金の項 (略)		高山市観光振興基金	観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため	<u>高山市交通安全施設整備基金</u>	<u>交通安全施設整備を図る資金に充当するため</u>	高山市教育振興基金の項 (略)		<u>高山市民文化会館土地取得基金</u>	<u>高山市民文化会館の土地取得の資金に充当するため</u>	高山市スポーツ振興基金	社会体育振興を図る資金に充当するため	<u>高山市消防設備基金</u>	<u>消防設備の整備を図る資金に充当するため</u>	高山市災害基金の項・高山市ごみ処理施設整備基金の項 (略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高山市夢・まちづくり基金</u></td> <td>まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飛騨高山ふるさと基金の項～高山市商工振興基金の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市観光振興基金</td> <td>観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市教育振興基金の項 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>高山市民文化会館整備基金</u></td> <td><u>高山市民文化会館の整備の資金に充当するため</u></td> </tr> <tr> <td>高山市スポーツ振興基金</td> <td>社会体育振興を図る資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市災害基金の項・高山市ごみ処理施設整備基金の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	<u>高山市夢・まちづくり基金</u>	まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため	飛騨高山ふるさと基金の項～高山市商工振興基金の項 (略)		高山市観光振興基金	観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため	高山市教育振興基金の項 (略)		<u>高山市民文化会館整備基金</u>	<u>高山市民文化会館の整備の資金に充当するため</u>	高山市スポーツ振興基金	社会体育振興を図る資金に充当するため	高山市災害基金の項・高山市ごみ処理施設整備基金の項 (略)	
名称	目的																																						
<u>21世紀「夢」基金</u>	<u>21世紀まちづくり、ひとづくりのための資金に充当するため</u>																																						
<u>高山市まちづくり基金</u>	まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため																																						
飛騨高山ふるさと基金の項～高山市商工振興基金の項 (略)																																							
高山市観光振興基金	観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため																																						
<u>高山市交通安全施設整備基金</u>	<u>交通安全施設整備を図る資金に充当するため</u>																																						
高山市教育振興基金の項 (略)																																							
<u>高山市民文化会館土地取得基金</u>	<u>高山市民文化会館の土地取得の資金に充当するため</u>																																						
高山市スポーツ振興基金	社会体育振興を図る資金に充当するため																																						
<u>高山市消防設備基金</u>	<u>消防設備の整備を図る資金に充当するため</u>																																						
高山市災害基金の項・高山市ごみ処理施設整備基金の項 (略)																																							
名称	目的																																						
<u>高山市夢・まちづくり基金</u>	まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため																																						
飛騨高山ふるさと基金の項～高山市商工振興基金の項 (略)																																							
高山市観光振興基金	観光施設整備及び観光振興を図る資金に充当するため																																						
高山市教育振興基金の項 (略)																																							
<u>高山市民文化会館整備基金</u>	<u>高山市民文化会館の整備の資金に充当するため</u>																																						
高山市スポーツ振興基金	社会体育振興を図る資金に充当するため																																						
高山市災害基金の項・高山市ごみ処理施設整備基金の項 (略)																																							

(高山市観光施設整備基金条例の廃止)

第2条 高山市観光施設整備基金条例(平成16年高山市条例第19号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条のうち高山市積立基金条例第2条の表中高山市交通安全施設整備基金の項及び高山市消防設備基金の項を削る改正は、平成28年4月1日から施行する。

(高山市積立基金条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の高山市積立基金条例(以下「改正前の高山市積立基金条例」という。)の規定による21世紀「夢」基金に属していた現金は、同条の規定による改正後の高山市積立基金条例(以下「改正後の高山市積立基金条例」という。)の規定による高山市夢・まちづくり基金に属する現金とする。

3 この条例の施行の際、改正前の高山市積立基金条例の規定による高山市民文化会館土地取得基金に属していた現金は、改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市民文化会館整備基金に属する現金とする。

(高山市観光施設整備基金条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、第2条の規定による廃止前の高山市観光施設整備基金条例の規定による高山市観光施設整備基金に属していた現金は、改正後の高山市積立基金条例の規定による高山市観光振興基金に属する現金とする。